

令和6年度 市・県民税申告相談のお知らせ（協和地域版）

今年の協和地域の市・県民税の申告相談は、2月9日（金）から始まります。「広報だいせん だいせん 日和1月号」にも記載しておりますので、そちらもご確認ください。

申告相談の開催について

申告期間中、裏面の期日以外は申告相談を受付しておりません。ご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受付いたします。また、所得税の確定申告は税務署での申告やe-Tax（国税電子申告・納税システム）もご利用ください。（※e-Taxについては国税庁ホームページをご参照ください。）

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けております。裏面の日程表をご確認の上、ご来場ください。

今年も日曜申告を全地区対象に行いますが、**受付時間は15:00（午後3時）までとなります。**

また、日曜申告の午前中は非常に混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われまますので、ご了承の上お越しください。

「申告書」や「申告のお知らせはがき」の送付について

「申告書」や「申告のお知らせはがき」が郵送されない方でも以下に該当する方などは、申告が必要となりますのでご注意ください。なお、「申告書」が送付されなかった方で、申告書や申告の手引きが必要な場合は、個別に送付いたしますので市民サービス課税務担当までご連絡ください。

○営業、農業、不動産所得があった方（※青色申告は受け取りのみで書類作成はできません。）

○土地・家屋・高額な動産等の売却をした方

○生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方

○医療費控除、寄附金控除、扶養控除、社会保険料控除など各種控除の申告をする方（控除の申告により市・県民税が安くなる方など）

○新規に住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受ける方 など

※上記のうち、控除を受けるための申告については、一定の所得がある方（毎年、市・県民税が課税されている方など）に限り控除が可能です。そのため、申告の必要がない場合もあります。

「広報だいせん だいせん日和1月号」に申告が必要か不要かを判断できるフローチャートを掲載しておりますのでそちらもご確認ください。

申告に必要な物（申告書にはマイナンバーの記載が必要です）

◎①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カードと身分証明書（運転免許証、保険証等）
（※被扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。）

◎本人名義の通帳又はキャッシュカード（所得税の還付金がある場合に必要です）

◎税務署から確定申告に係る通知が送付された方は、その送付物（確定申告のお知らせはがき 等）

◎給与所得や公的年金所得がある方・・・源泉徴収票の原本

◎営業、不動産所得などの所得がある方・・・収支計算書・領収書など

◎農業所得がある方・・・収支計算書（収支ノート）、領収書、農協等からの申告用証明書など

◎医療費控除を受ける方・・・医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書
または「医療費通知」（医療費のお知らせなど）

◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方・・・掛金の証明書・領収書

※上記以外の所得や控除を申告される方・・・収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

【お問い合わせ先】 **大仙市役所協和支所 市民サービス課税務担当** ☎892-3693（直通）

令和6年度(R5年分) 協和地域申告相談日程表

【申告期間】 2月9日(金)～3月15日(金)

【申告相談会場】 協和庁舎4階 大会議室

申告受付日時					申告受付日時					
月	日	曜日	午前	午後	月	日	曜日	午前	午後	
			9:00～11:30	1:00～4:00				9:00～11:30	1:00～4:00	
2	9	金	境1区・2区	境3区・4区 5区	3	1	金	上野(淀)	中小種・土淵 川口・逢田	
	14	水	上淀川1区・2区 3区・4区・5区	上淀川6区・7区 下荒川		3	日	日曜申告(全地区対象)		
	16	金	上荒川 上野(荒)	宮田・徳滝 牛沢又		5	火	馬場・沼ノ上 川原	西・中村	
	19	月	稲沢・水沢	落合		7	木	白岩 下夕村山田	坊台・千着 上宿	
	21	水	芦沢・高寺 前沢・西窪	聖町・中聖町 沢村・高見・新丁		11	月	庄内・沢内	宇津野・芋台	
	26	月	岩瀬・湯野沢 小平	半仙		13	水	西ノ向・蟬ヶ森 一ノ渡	野田・中野	
	28	水	福部羅	新田・大川端		15	金	大袋・君ヶ野 船沢	合貝	

所得申告が始まります！ 申告は早めに済ませましょう！

日曜申告の受付は午前8時から正面玄関のみ開場し午後3時までの受付時間となります！ご注意ください。

- ◆ 日曜申告は混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われます。ご了承の上お越しください。
- ◆ 協和地域での申告相談日は、上記に記載した日のみです。
- ◆ 申告にいらした際は、会場入口の受付簿に氏名・住所・電話番号を記入し、お待ちください。番号順にお呼びします。
- ◆ 混み具合により、午前中に受付した場合でも、申告相談が午後になる場合があります。ご了承願います。
- ◆ 地域の日程は、来場予定人数・対応職員の人数等により調整したもので、混雑を緩和するためのものです。指定日にご都合の悪い方は、相談期間内の都合のよい開催日の受付時間中にお越しください。
- ◆ 他支所で開催している申告相談会場でも申告相談ができます。(市内全域の申告相談日程・お知らせについては、「広報だいせん だいせん日和1月号」をご覧ください。)

大仙市役所協和支所 市民サービス課税務担当 電話892-3693(直通)